

読谷村文化センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

作成：令和2年6月1日

改定：令和2年7月3日

改定：令和3年3月10日

施設名称：読谷村文化センター

担当課：読谷村教育委員会生涯学習課

本ガイドラインは、「読谷村新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン作成要領」（2020年5月13日）及び業界団体である「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日公益財団法人公民館連合会）」、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日公益社団法人全国公立文化施設協会）」等を踏まえ、次のとおり策定する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

1. 職員の取り組みについて

- ①3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう周知徹底に取り組む。
- ②職員は、出勤前に検温し、37.5度以上の発熱または風邪症状等（咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐）の体調不調がないことを確認の上、出勤を行い出勤後は記録簿へ検温結果を記録する。なお、体調不調の場合は自宅待機を行うものとする。
- ③職員は、「手洗い及び手指の消毒」や「マスクの着用を含む咳エチケット」を実践する。
- ④職員は、不特定多数が高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話等）の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応を行う。
- ⑤文化センターの出入口には、手指の消毒液を設置する。
- ⑥職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行い、消毒等の実施を行う。
- ⑦当該感染者の行動履歴等の個人情報への取扱いに留意し、速やかに公表するよう努める。
- ⑧施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者遵守すべき事項を明確にして協力を求める。
- ⑨事務室の換気を適時行う

2. 感染症防止のための入場者整理の方法

- ①密にならないための対策として、集団での来館制限、入館可能時間及び入館可能者数の設定や指定席の設定を行う。
- ②定例行事等のイベントや講座等については、参加人数を少人数に設定する。またはイベントの実施検討等を行う。
- ③発熱等の症状のある方の入場制限方法として、来館前に次の健康状態である場合は、入館をお断りする。
 - ・37.5度以上の発熱があった場合（個人の平熱+1度以上の熱があった場合も含む）
 - ・風邪症状等（咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐）に該当する場合。
 - ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合。
- ④感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・速やかに別室へ隔離を行う。症状が軽い場合（帰宅可能な場合）には帰宅を促し公共交通機関の利用は控え、別紙（体調不良を感じ「新型コロナに感染したかも」と思ったら）のとおり対応を行うように伝える。症状によっては救急搬送の手配を行う。
- ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ・感染者が発生した部屋の換気を行う。
- ・イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。
- ・感染した者が、当館を利用した事実が判明した場合は、一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行う。また、当該感染者の利用日時等を個人情報の取扱いに留意し、速やかに公表するよう努める。

3. 対人距離の確保の方法（接触感染対策・飛沫感染対策）

- ①各施設の利用人数の制限及び対面にならない配置とする。
- ②館内での利用者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるよう注意喚起を行う。
- ③受付窓口には、透明ビニールカーテン等を設置し、飛沫感染の予防に取り組む。

4. 施設の換気対策

- ①施設の利用時には、出入口や窓は2ヶ所以上開放し、常時換気を行う。ただし、強風や雨天時の場合は文化センター職員と相談し判断を行う
- ②公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。

5. 施設・整備・物品等の消毒対策

- ①施設使用後には不特定多数が高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話等）の消毒を職員で実施を行う。
- ②備品の貸出については十分な消毒が行えない場合には貸出を行わない。

6. その他基本的な拡大予防策等

- ①来館者に対して、次のことを村ホームページや貼り紙等で広報及び周知する
 - ・社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保の徹底。
 - ※最低1m（できるだけ2mを目安に）
 - ・手洗いやマスク着用・フェイスシールド着用を含む咳エチケットの実践
 - ・健康管理の徹底
 - ・差別防止の徹底
 - ・本ガイドラインを踏まえた現場の対応方針の徹底
 - ・入館前に手指の消毒の協力呼びかけ。

7. 施設利用方法について

①館内

- ・常時換気を行う
- ・受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫を予防する。
- ・飲食物を提供する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）間隔を開けて座席を配置

- する。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
 - ・来館者に対してゴミを持ち帰るよう促す。
 - ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
 - ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
 - ・来館者は大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話は原則禁止です。
 - ・発声や合唱等で施設を利用したい場合には、事前に読谷村文化センター職員と調整等を行って下さい。
 - ・県外（特に特定警戒都道府県など）からの来場が多数想定される場合は、可能な限り、入場口を分けて設置し、検温等の必要対策を実施すること。
 - ・部屋の広さ、用途により時間は異なるが、長時間の利用は控えること（1時間程度など要検討）
 - ・施設に入館する者は体調管理、マスクの着用及び手洗いや手指消毒を徹底する。（手指消毒液については主催者で準備を行うこと。）

②ロビー・休憩スペース

- ・常時換気を行う
- ・対面での飲食や会話を回避する。
- ・間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・職員はテーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・公演前後及び休憩中に人が滞留しないよう段階的な会場入り等の工夫を行う

③調理実習室

- ・常時換気を行う。
- ・利用者は利用前後にテーブル、椅子等の消毒の実施を行う。
- ・利用を行った調理器具等については、利用者で洗浄し水分ふき取り調理台の上へ置く。その後職員等で消毒し片付けを行う。

④トイレ

- ・常時換気を行う
- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・洋式トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・トイレの混雑が予想される場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。
- ・清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

⑤講座室・リハーサル室・工作実習室・和室・視聴覚室

- ・常時換気を行う。
- ・利用者は利用前後にテーブル、椅子等の消毒の実施を行う。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施する。
- ・利用を行った附属備品等（プロジェクター等）については、職員で消毒を行う。

⑥鳳ホール・中ホール

- ・公演前後及び休憩中に出入口を開け換気を行う。
- ・利用者は利用前後にテーブル、椅子等の消毒の実施を行う。
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにする。また公演前後の手指の消毒を徹底する。
- ・機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。

- ・公演運営に必要な最小限度の人数として運営を行う。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。
- ・その後職員等で消毒し片付けを行う。

⑦リハーサル室

- ・出入口を開け換気を行う。
- ・利用者は利用前後でフロア（床）等の消毒を行う。

⑧楽屋・控え室

- ・常時換気を行うこと。
- ・利用者は利用前後でテーブル、椅子等の物品の消毒を行う。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用する。

⑨陶芸研修所

- ・常時換気を行う。
- ・利用者は利用前後でテーブル、椅子等の物品の消毒を行う。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限を実施する。
- ・利用をした備品については、利用者で利用前後に消毒を行う。

⑩団体事務室

- ・常時換気を行う。
 - ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入室制限を実施する。
 - ・利用者は利用前後でテーブル、椅子等の物品の消毒を行う。
 - ・利用をした備品については、利用者で利用前後に消毒を行う。
- ※団体事務室については、村社会教育関係団体（PTA・婦人会・青年会・子ども会等）のみとなります。

8. イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと

- ①直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ②文化センター館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ③新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン（2020年6月17日）より屋内イベントについては収容定員の半分程度以内にて開催を行う。
- ④新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン（2020年6月17日）より屋外イベントについては1,000名以下、又は人と人との距離を十分に確保できること。
- ⑤社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保の徹底
※最低1m（できるだけ2mを目安に）

9. 公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策

コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という）が開催される場合には、以下措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下「公演主催者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施すること。

①公演前

- ・各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演来場者に対して、収集した個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、

名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、収集した個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

- ・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯をする。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

②公演当日の来場者への周知

下記について来場者へ周知を行う。

- ・37.5度以上の発熱がある場合は入館をお断りする。(個人の平熱+1度以上の熱があった場合も含む)
- ・風邪症状等(咳、全身倦怠感、咽頭痛等。)に該当する場合も入館をお断りする。
- ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合は入館をお断りする。
- ・感染した者が当館を利用した事実が判明した場合は、一時休館し保健所の指導に従い消毒等を行う。
- ・社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保の徹底
※最低1m(できるだけ2mを目安に)
- ・手洗いやマスク着用を含む咳エチケットの実践
- ・入館前に手指の消毒の協力呼び掛ける。
- ・入待ちや出待ちを控えるように呼び掛ける。
- ・プレゼントの差し入れ等は控えるように呼び掛ける。
- ・**来場者**に対してゴミを持ち帰るよう促す。

③公演当日の対応

- ・座席は原則として指定席とする。(座席については文化センター職員等へ確認を行うこと)
- ・公演等に係る物販は現金の取り扱いをできるだけ減らすためオンラインやキャッシュレス決済を推奨すること。
- ・来場者と接触するような演出(来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等)は行わないこととする。
- ・開場・休憩時間の延長について柔軟に対応を行う。
- ・入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
- ・入場待機列の設置
- ・パンフレット等の物販を行う場合、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を開ける。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。
- ・大人数での来館の制限等

④来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う

⑤公演後の対策

- ・公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存する。
- ・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

- ・尚、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること。

10. 各施設の利用人数について

施設名	利用可能人数	備考	施設名	利用可能人数	備考
鳳ホール	353名以内	客席数	中ホール	100名以内	客席数
リハーサル室	35名以内		楽屋和室A	9名以内	
楽屋和室B	6名以内		楽屋洋室A	9名以内	
楽屋洋室B	9名以内		主催者控室	9名以内	
講座室A	23名以内		講座室B	16名以内	
講座室C	9名以内		和室A	15名以内	
和室B	15名以内		視聴覚室	13名以内	
工作実習室	13名以内		調理実習室	14名以内	
団体事務室	18名以内		陶芸研修所	18名以内	

11. その他

- ・本ガイドラインに記載されていない対策については、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日公益財団法人公民館連合会）」、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日公益社団法人全国公立文化施設協会）」等を参考に実施を行う。